

# 歴史的転換点に立つ安全保障政策（講義要綱）

## ——イラク派兵と有事法、急速な憲法改正への動き——

岩 本 熊

The Japanese Security Policy at the Historical Turning Point (Manual)  
— The sending troops to Iraq, laws of war and the accelerated process  
of the revision of the Japanese Constitution —

Isao IWAMOTO

### はじめに

小泉内閣は2003年12月9日、日米開戦記念日の翌日、イラク復興支援特別措置法に基づきイラクへの自衛隊派遣を決定した。戦後初めての戦闘地域への海外派兵である。さらに同内閣は2004年6月、自衛隊の多国籍軍編入を決定した。政府・自民党は1991年湾岸戦争で果たしえなかつた願望を、今回実現したのである。だが、これは上記イラク特措法の権限外であり、政府の独断でなしうることではない。ここでも、既成事実を積み重ねて、憲法を蹂躪してゆくという、歴代内閣の手法が、そのまま再現されている。これは歴史的に言えば、軍部と政府が入れ代わっただけで、満州事変以来の戦争拡大の手法ともいえる。

今や日本の外交・軍事政策は、警察予備隊＝自衛隊創設と並んで極めて深刻な歴史的転換期を迎えた。日本は戦後58年間、不審船銃撃など警察行動以外に、他国者と銃火を交えることはなかった。これまで、PKOでの自衛隊の海外派遣が行われたが、文民警察官・NGO員の犠牲が出た以外、他国者を殺戮することはなかった。しかし、今回、重武装の自衛隊を派遣することによって、武装住民やテロリストと戦い、自衛隊に犠牲者がでることはもちろんテロリストやイラク住民を殺傷する大きな危険性が生まれた。すでに、日本の外交官2名が2003年11月に殺された。この事件には、イラクで米軍誤爆説も存在するが、恐らくテロリス

トか武装住民によって殺害されたと推測しうる。2名はイラクを巡る小泉外交・軍事政策の最初の犠牲者である。この事件は決して、予測を超えた事件ではない。事件発生以前、テロリスト勢力から米軍に対する協力者としての日本への報復が予告され、また殺害された外交官個人にもテロの予告がなされていた、と報道されている。今後は、スペインの例を引くまでもなく、現地イラクのみならず日本国内でも国民と諸施設が、テロリストの攻撃目標となることは明らかとなった。

日本の外交・軍事政策のこのような歴史的転換は、もとより突然、生じたものではない。警察予備隊の創設以来、徐々に、あるいは急速に、憲法第九条を蹂躪しながら押し進められてきたものである。とくに、湾岸戦争以後のプロセスは急激なものであった。この不可欠の一環として、有事法制つまり実際に戦争を行うための法整備も21世紀に入るや一段と加速させられた。「周辺事態法」(1999)を皮切りに「武力攻撃事態法」(2003)、有事7法(2004)等々。この法的整備の最後の段階として、憲法第九条の改定が待ち構えている。もはや、現在の日本政府の外交・軍事政策が、それまでの憲法第九条の解釈改憲では対応しきれないぎりぎりの事態にまで達しているからである。

本稿は、日本の外交・軍事政策の大きな転換を、1980年代以降の外交・軍事路線の転換の中で位置づけて、その政治的、歴史的意味を明らかにしようとするものである。あわせて、今日の改憲動向を警見し、その問題点を指摘する。

## 1. 戦後日本の政治的対立軸と全方位平和外交（1945～1970年代末）

日本政府は戦後、日本国憲法において戦争放棄、具体的には戦力の不保持と交戦権の禁止を定め、平和国家としての再出発を世界に誓った（1947）。自衛権さえ放棄することを明言した。「正当防衛、国家の防衛権に依る戦争を認むると言うことは、偶々戦争を誘発する有害な考え方」（吉田茂内閣総理大臣国会答弁1946.6.28）だからである。だが、その言の舌の根も乾かないわずか4年後には、憲法を制定した吉田内閣自身が、冷戦と朝鮮戦争のもとで、アメリカからの再軍備強制によって警察予備隊を結成した（1950）。それが、保安隊を経て瞬く間にれっきとした軍隊＝自衛隊に成長することとなった（1954）。

同時期、サンフランシスコ講和条約締結（1951）に際して、国論は全面講和か片面講和かに二分された。前者は日本の外交基本路線として中立志向を、後者はアメリカとの軍事同盟（＝日米安全保障条約）つまり西側陣営入りを目指すものであった。

このような情勢を背景に、鳩山自由党を中心として公然たる改憲勢力が登場し、改憲問題が総選挙の主要争点になるまでに政治的重要問題化した。

この時期以後、自衛隊、日米安保、憲法を巡る対立が、与野党を分かつ基本的な政治的分

水嶺となった。とはいえる、歴代保守党政権が直ちに軍事強化や憲法改正に取り組んだわけではなかった。この間の政府の方針は、日本の再軍備の基本原則を定めた、池田・ロバートソン会談（1953）の池田書簡に端的に表明されている。池田はアメリカ側の要求である10個師団35万人体制構築論に対して、4つの制限を挙げた。法的制限：憲法改正は近い将来において実行不可能。社会的制限：平和主義的国民世論。経済的制限：日本財政の脆弱さ。物理的制限：募兵の困難さ、憲法上の徵兵禁止。この他、日本経済力回復の条件として東南アジアとの貿易の必要性とその前提となるべき賠償問題の解決を指摘している。

つまり、政府や資本は経済財政基盤が極めて脆弱であった日本の現状に鑑み、軽武装・経済重視を基本路線とした。平和憲法は平和志向の極めて強かった広範な国民世論に支えられ、「非武装・中立」路線を掲げた社会党・総評など革新勢力が重武装や改憲を阻止してきた。東南アジア諸国民の深い対日警戒心は絶えず、日本の軍事大国化傾向に警告を発してきた。日本政府は、海を隔てて隣接する社会主义大国ソ連・中国を徒に軍事的に刺激することも恐れた。これは、政府・財界の政経分離論に基づく対社会主义貿易での経済的実利の追求と不可分であった。

鳩山流の憲法の条文改正が不可能な政治的力関係の下で、解釈改憲という道を選択した歴代政府は、平和憲法と自衛隊とをいかに矛盾なく説明することができるのか、これに腐心せざるをえなかった。矛盾を矛盾といえない以上、政府の釈明は徹頭徹尾、スコラ論議に終始した。国家の自衛権に基づく必要最小限の実力＝戦力なき軍隊＝自衛隊、専守防衛と保持兵力の制限＝攻撃的兵器（ICBM、長距離爆撃機、攻撃型空母）の不保持、正当防衛論に基づく自衛権の発動、海外派兵の禁止、集団的自衛権の禁止、自衛権の行使と交戦権の区別、非核三原則、文民統制、等々。このようなスコラ論議に隠れて、自衛隊は徐々に強化され、それに比例して平和憲法が空洞化される過程が進行した。

いずれにせよ吉田外交路線に依拠する保守本流は、詭弁を弄しながらも、基本的には軽武装・経済重視路線を踏襲してきた。福田内閣は、歴代保守党内閣の路線の延長線上で1978年、世界的なデタントの情勢と中国との平和友好条約締結という好条件に恵まれて、自らの外交路線を全方位平和外交と名づけた。もとより、歴代政府は上述のごとく、片面講和の選択以来、西側陣営に身を投じ、アメリカ一辺倒の外交路線を歩んできたのではあるが、しかし、軍事はもっぱらアメリカに依存する方策を探ってきた。したがって、全方位平和外交というターム自体は福田内閣独自のものであったが、これは大なり小なり保守本流の1970年代までの外交路線の特徴ある一側面を表現したものとも言える。

## 2. 「西側の一員」 外交への転換（1980～1980年代末）

訪米した大平内首相は突如として1980年、「全方位平和外交」を廃棄し、「西側の一員」としての外交・軍事姿勢を旗幟鮮明に打ち出すべきことを提唱した。それは、日本はもはや「日米安保にただ乗り」するのではなく、アメリカに対する応分の軍事協力を正面切って行わなければならないという、歴代保守政府の軽武装・経済重視、政経分離論からの重要な転換を意味するものであった。

世界情勢は1979年12月、NATOの二重決定（ソ連の中距離ミサイルSS20の配備に対抗することを名目とするアメリカ新型ミサイルの1983年欧州配備計画）とソ連のアフガン軍事侵攻とを経て急転直下、1970年代後半のデタントの時代から、「キューバ危機以来の深刻な冷戦」＝新冷戦の時代に暗転していた。ここでの大平の危機感は、次のようなものであった。ソ連の核軍備の急ピッチな追い上げによる米ソ軍事力の均衡もしくはソ連優位の脅威。この脅威は、半ばデマゴギーを含めてまことしやかに「1980年代半ば危機説」として流布された。アメリカの対外純資産の赤字が2500億ドルの巨額に至る（1986）ことに象徴的に示されるアメリカ経済財政の危機と経済的地位の相対的な低下、この下でアメリカがもはや軍事的にも経済的にもsuper powerではなくone of the powersに陥ったという無念さ。他方、日本では、資本輸出に基づく1970年代末よりの膨大な超過利潤の流入の開始と対外純資産2000億ドルに達する巨大な債権国への変身、これを物的根拠とする海外権益防衛論の急速な拡大、という現象が生じた。このような意識は、政府・財界のみならず、海外投資を急ピッチに進めてきた民間大企業の労働組合指導者の中にも浸透し始めた。

しかし、大平首相は自民党の激しい派閥抗争のなかで、総選挙中に病に倒れ、自らの戦略転換を実現することができなかった。その後を襲った鈴木内閣は、再び全方位平和外交路線への復帰かと思わせる政策を選択した。訪米した鈴木首相は、必ずしもその内容を熟知しないまま、シーレーン防衛の約束をアメリカと交わしたが、首相はその後、日米同盟を軍事同盟と規定する、大平の盟友・伊東正義外務大臣と争い、伊東外務大臣は辞任した。後任は福田内閣時代の外務大臣・園田直であった。結局、鈴木首相は対米関係がギクシャクしたこと、および財政問題が原因で、内閣を投げ出さざるをえなかった。

中曾根内閣が「田中曾根」内閣と揶揄されながら1982年末、田中角栄の強引なイニシアティヴによって成立した。首相は、自民党5大派閥中第4位派閥でしかも保守傍流出身というハンディを背負いながらも、しかし、彼の憲法改正・核武装・重武装論という異端的見解がかえって、新冷戦と対ソ強行外交・超軍拡主義者レーガン米大統領の登場という歴史的政治的環境とに即応し、結果的には戦後第3番目の長期政権を担うこととなった。

中曾根政権は、「戦後政治の総決算」と称し、一瀉千里を駆けるがごとく、歴代政府の軽武装・経済重視路線に終止符を打ち、いうなれば大平内閣の遺言執行者としての役割を果たそうとしたのである。中曾根政権はまず1983年、戦後初めての首相訪韓を実行し、事実上の日米韓の三角安保を確約した（韓国側新聞報道）。新冷戦下においてこの三角安保は、日米安保、米韓安保を補完する意味で、アメリカの極東戦略の不可欠の一環であった。中曾根首相は、このような政治的手土産をさげてレーガン大統領を訪れた。そこで首相は、4（3？）海峡封鎖、日本不沈空母化、海上数百マイル・シーレーン防衛を約した。首相は帰国後、「日米軍事同盟論」を正面から掲げ、日米防衛同心円論、日米運命共同体論、米艦防衛論を主張し、米軍との事実上の集団的自衛権発動を肯定する姿勢を明らかにした。同時に内閣は、対米武器輸出解禁や防衛費対GNP比1%枠の撤廃、「中期防衛整備計画」の実施（アメリカの世界戦略に影響を及ぼしうる「自衛隊の戦略能力の獲得」——アメリカ側の評価）など、軍事力の飛躍的強化をはかった。これらの一連の中曾根首相の政策が極めて危険であることは、それが「同時多発戦略」や「対ソ世界安保」構想に基づき、対ソ核戦争勝利戦略をめざすときわめて好戦的なレーガン戦略に呼応する戦略だったからである。

一方、社会党は、1980年代初頭より、社公民路線、ニュー社会党路線に傾斜し始め、中曾根政府との対決よりも協調を、自衛隊反対ではなく「自衛隊違憲合法論」を前面に押したて、従来の「非武装・中立」路線からの離反傾向を強めた。80年代末には、戦後反戦平和の砦であった総評が解散し、新しく結成された「連合」は、自衛隊合憲、日米安保賛成を路線とする労働組合となった。社会党と総評を支えた産業労働者の政治意識もすでに1970年代半ばを境にして急激に変化し、自民党支持派が多数となる逆転現象を起こしていた。労働者階級のこのような意識変化は、1960年代の高度経済成長と70年代以降の海外からの超過利潤の急増を物的基礎とするものであった。

### 3. 日本外交・軍事政策の新たな転換（1990～1995年）

冷戦の終焉とソ連の崩壊は世界情勢を根本的に変えた。1990年の初頭、戦後半世紀にわたる熱核戦争と地球の滅亡というグローバルな危機はひとまず去った。しかし、冷戦構造の崩壊は直ちに世界の安全と平和を意味するものではなかった。冷戦の崩壊と踵を接するがごとくに生じた湾岸戦争は、その後の全世界な局地紛争多発とその深刻化の時代の招來を告げた。同時に、この戦争は、日本の外交・軍事政策の新たな展開の直接的な原因となった。

#### ① 湾岸戦争に戦費拠出（1991）

日本政府は、湾岸戦争に際して、107億ドル（1兆2.3千億円）の軍事費を拠出する形で戦

後初めて戦争に関与した。これは、サウジ、クウェートの拠出金に次ぐ巨額で、各国の拠出金合計の約20%を占めた。当時、すべてのマスコミや多くの国際法学者・憲法学者までもが「国際貢献」や「対米協調」を囁き立て、野党のうち公明党、民社党はこれに積極的に賛成し、社会党、共産党の反対は議会内に止まった。「連合」は傘下組合の反対行動を抑止した。ごく一部の反対を除いて、一瞬のうちに国民総翼賛体制が出来上がった。振り返れば太平洋戦争敗戦直後、日本の代表的なマスコミである「朝日新聞」は自らの戦争責任を論じて、近衛内閣の新体制運動以来、「政府と一々歩調を共に」したこと、つまり国民翼賛体制に与し、日独伊軍事同盟にいたっては一言の批判もしなかったことが太平洋戦争へつながった、と深刻な反省をしたはずであった（「朝日新聞」社説、1945.10.24）。しかし今回、政府とマスコミは、「大東亜共栄圏」に代わる、「国際貢献」や「対米協調」という呪文によって世論操作を行い、再び昔の轍を踏みつつあるのだ。

かくして、「国際貢献」論や「対米協調」論は、自衛隊の役割を「自衛」にとどめず、自衛隊を他国での戦闘に駆り立てる、キーワードと化し、湾岸戦争への財政的関与は、その後の日本の急速な有事体制構築の基本的な出発点となった。

## ② 国連平和維持活動協力（PKO）法成立（1992）

政府は湾岸戦争が勃発する直前、この危機を利用して念願の海外派兵を一挙に実現するべく、「国連平和協力法案」を上程し、多国籍軍への直接的関与を策した。だが、これにはマスコミの一部や国民世論に不安が募り、この試みは失敗した。この時点ではまだ、日本の世論は、自衛隊の海外派兵には、深い危惧の念を持っていた、といってよい。

結局、湾岸戦争に際して、派遣自衛隊の任務は、戦争後の掃海活動に限定された。しかし、これを機に、「汗も血も流さなければならない」という保守勢力の執拗で声高なキャンペーンが開始され、これに応えて政府は新たに海外派兵の迂回策として、国連平和維持活動に協力するという形式のPKO（Peace Keeping Operations）法を提案した。これが2度の継続審議を経ての難産の末、1992年に成立した。同法は、公明党の賛成を得るための自衛隊の武力行使の可能性を含む本体業務の凍結、自衛隊派遣に当たっての相手国の同意や紛争当事者の停戦合意などいくつかの条件を前提としているが、海外派兵導入の第一歩を築いたことに間違はない。同法の成立を待ちかねたごとく、自衛隊はカンボジア、ゴマ、モザンビーク、ゴラン高原、東チモールへと相次いで派遣された。

## ③ 新「防衛計画の大綱」（1995）

冷戦の終焉とともに、アメリカの戦略は根本的に転換した。クリントン政権は「ボトムア

「アップ・レヴュ」に基づき、対ソ戦略から大規模局地紛争対処型（対イラク、対朝鮮民主主義人民共和国）に転換し、アジア戦略として第3次「東アジア戦略構想」を策定した。それは、日米安保同盟をアジアにおけるアメリカの安全保障政策の要（linchpin）と位置づけるものであった。この策定過程と平行して、日本政府は対米協議を重ね、新「防衛計画の大綱」を策定した。これは、新たに「周辺地域の平和と安定」という概念を提起した。この概念はこれまでの専守防衛、水際作戦を超え、日本に対する直接の侵略の有無を問わず自衛隊が武力行使を行うことを意味するものであった。ここにおいて、日本の「自衛」概念の基本的な転換が図られたといってよい。

この改定過程は、社会党村山首班内閣の下で進行していた。1993年に反自民連合政権成立によって「55年体制」が崩壊し、社会党は同政権への参加と引き換えに、自民党の基本路線の踏襲を約していたのである。この後、日本の軍事力強化、日米安保の新展開に対して、政治的障害物となる有力な政党はほとんど存在しなくなった。

#### 4. 日米安保の新段階—「有事協力」の開始（1996～2003）

##### ① 日米共同宣言（1996）

橋本首相とクリントン大統領は1996年4月、「日米安全保障共同宣言——二十一世紀に向けての同盟」に合意した。これは、日米安全保障条約の条文改定を行わずに、その内容において新たな盟約を、一言でいえば、有事協力の盟約をなすものであった。人気低下に悩んでいた橋本政権は、政権浮上の秘策として普天間基地の返還の約束をアメリカ側から取り付け、その代償として、有事協力を約したのである。橋本政権は、自らの政権維持のため外交政策を弄んだ。アメリカ側は、沖縄で前年生じた米兵の少女レイプ事件による反米感情の緩和策としての普天間基地返還に同意したが、何も失うものをなかったどころかさらに効率のよい代替基地獲得に止まらず、そのうえ有事協力という、念願の報酬を得たのである。財界は一斉に有事協力を歓迎し、日米安保強化による、海外進出企業のカントリーリスク軽減を評価した。一方、アジア諸国民は深い懸念を示した。たとえば「日本の軍事的役割が拡大され地域紛争に介入する根拠ができた」（韓国「聯合通信」）との評価は、その後の事態の展開に照らしても正確な評価であった。

有事協力を確約する以前、既に「日米間物品役務相互提供協定」（Acquisition and Cross Servicing Agreement）が締結され、日米軍事協力の新たな歩みが開始されていた。

##### ② 新「日米防衛協力のための指針」（1997）

有事協力は、新「日米防衛協力のための指針」（ガイドライン）となってその具体的な姿

を現し始めた。それは、Japan Times の表現によれば文字通り “war manual” であった。それは、周辺事態に際し、日本が自衛隊のみならず日本のあらゆる施設と人的資源を総動員してアメリカの後方支援を行うことを定めた。ガイドラインのキー概念である周辺事態とは何か。それは、地理的概念ではなく、換言すれば地理的制約を離れて、また日本が直接攻撃を受けたか否かは問わず、日本の平和と安全に重大な影響を与えると判断される有事である。これは、すでに新「防衛計画の大綱」において予告されていたものである。

ガイドラインは単に、米軍の後方支援のみならず、外国における米国人や邦人の救出における協力も定めている。シベリヤ出兵や山東出兵など過去の多くの日本の出兵が、邦人救出をその口実として行われたことを想起して然るべきである。

### ③ 周辺事態法と自衛隊法改正（1999）

ガイドラインを法律の形式で具体化したのが、周辺事態法である。周辺事態の法的定義は次のようになされた。「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」。

この周辺事態に際し日本は、国・地方自治体・民間のいずれを問わず、総動員体制をとつてアメリカの後方支援（物品役務の提供、後方地域搜索救助活動）を行うのであるが、これが極めて広範なものとなる。給水・給油・食事提供等の補給、人員・物品輸送、機器の修理・整備、傷病者の医療・衛生器具の提供、通信設備・機器・通信役務の提供、宿泊設備・役務の提供、消毒機器・消毒役務の提供。これらの活動に際しては、戦闘の行われていない後方地域に限定されること、物品提供には武器・弾薬を含まないこと、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油・整備を含まないこと、等の制限事項が盛り込まれた。これらは、後方支援活動が集団的自衛権の行使に該当しないことを証明するための事項である。だが、ミサイルが飛び交う近代戦争において後方と戦場との明確な区別などあろうはずもなく、戦場におけるすべての航空機は発進準備中であり、提供物品に武器弾薬が含まれているか否かの検査方法は皆無である。すべて、これらの制限事項は言葉の上だけの虚構に過ぎない。さらにもっと本質的には、このような制限事項の存在の有無にかかわらず、後方支援を行うこと自体が集団的自衛権の行使に他ならない。なぜなら、戦争は直接的な戦闘行為と後方支援によって成立し、換言すれば後方支援のない戦闘だけの戦争は存在しないからである。

直接的な戦闘行為についても、後方支援や搜索救助活動に際して「自己または自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体の防護」のため武器使用が認められている。このような活動は自衛隊単独の場合よりも米軍と一体となって行っていることが一般的に想定されることであり、その際、米軍との集団的自衛権の行使は不可避である。

自衛隊法の改正によって、外国における緊急事態に際して、邦人輸送のために自衛隊が出動することになり、その際の武器使用も認められた。これは、外国の国領土にすかずかと入り込む主権侵害行為であり、外国に対する侵略となんら変わりない行為と言える。これは、歴代政府が主張してきた専守防衛の域をはるかに超える事態である。

周辺事態に際しては、公海においても外国船舶の船舶検査を行い、必要に応じて武器使用も行われる（周辺事態船舶検査法、2000）。この場合、相手方が武器を使用した場合、直ちに交戦となる。したがって、周辺事態に際して、自衛隊はアメリカ軍の後方支援を行うだけではなく、自らの交戦を想定していることは明らかである。

#### ④ 米テロ事件特別措置法（2001）

法は、同時多発テロ（2001.9.11）に対する報復としてのアメリカのアフガニスタン攻撃を支援するために急遽、制定された。自衛隊の任務は、物品・役務の供与、捜索救助活動、被災民救援活動と定められているが、実際に行われている主活動は、アメリカ軍をはじめアフガン攻撃参加軍に対する給油である。米英艦の使用燃料の約4割を負担し、支援活動全体での費用負担は、2001年度には91億円、2002年度予算で166億円に上っている。さらに、同法がアフガン攻撃支援に限定されているにもかかわらず、イラク攻撃の米空母に給油が行われていると報道されている。支援活動の一環という名目でイージス艦も派遣された。これらの活動は、戦後初めて戦闘中の米軍に対する物品役務供与である。

同法は、2003年11月までの限時法であるが、2003年総選挙後、2年延長された。

#### ⑤ イラク復興特別措置法（2003）

同法は、アメリカ軍のイラク侵略に伴う破壊に対して、イラクの「人道復興支援」「安全確保支援」の諸活動を行うことを名目とする。イラク派遣計画は概ね次のような事項を定めている。自衛隊派遣期間は2003年12月15日から1年間。陸自は600名以内、携行武器は対戦車用無反動砲、携帯対戦車弾、装甲車など200車両、空自は輸送機8機以内、海自は輸送艦2隻、護衛艦2隻以内、等となっている。本格的な海外派兵の陣容である。

政府は、人道復興支援の美名を掲げながらも、しかし、現実の目的は、国連決議なしに単独行動として行ったイラク武力攻撃によってかつてなく国際的孤立に陥っているアメリカに対する「支援」にある。政府は、自衛隊を派遣するのは非戦闘地域である、と説明している。だが、イラクのいずれの地に戦闘が行われる可能性のない地域が存在するのであろうか。首相は、米軍の武器弾薬や輸送しないと説明した。だが、政府部内でもこれについては強い異論がある。完全武装した米兵を輸送すればそれだけで武器弾薬の輸送である。ましてや、自

衛隊は米軍から輸送を委託された軍事物資の中身をいちいち検査するはずもない。首相の言は、当面の懸案事項を糊塗するための方便にすぎない。これは、イラク派遣自衛隊の実態によって直ちに証明された。航空自衛隊が武装米兵をイラクに輸送したことは、空幕長が自ら認めるところであった（「毎日新聞」2004.4.8）。

## 5. 自衛隊の戦争体制整備の新たな段階（2003～）

有事3法（武力攻撃事態法・自衛隊法改正・安全保障会議設置法改正）が2003年5月、衆議院における賛成率が約90%という異常な事態の下で制定された。ここでも湾岸戦争時に生じた総翼賛体制が再現した。有事法は、自衛隊法に規定されながら実際には法的整備が不備で行使し得なかった、いわば凍結されていた交戦権をその凍結から全面的に解除し、自衛隊がこれを完全に行使しうるようにするための法整備である。これまで憲法第九条のうち戦力不保持規定が、警察予備隊の創設および自衛隊への再編とその増強によって空洞化されてきたが、今回の有事法によって、交戦権禁止の規定が完全に蹂躪され、全体として憲法第九条の空洞化に一層の拍車がかけられることとなった。

政府はあたかも自衛隊創設50周年を記念するがごとく2004年4月、上記の有事3法に加えて有事7法案・3条約・協定案を国会に上程し、有事法の全体系を示した。今回も民主党は、「緊急事態基本法」を2005年に実現することを条件に、有事7法等について基本的に賛成した。これらの上程諸案は、審議らしい審議は一切行われず6月、国会を通過した。これらの有事法は、「周辺事態法」が予定している国家総動員的体制をさらに拡大させ、政府の権限によってあらゆる物的・人的資源を武力行使のために動員しようとするものである。このため、平時における諸法律に対する適用外規定を設けることによって私権をも制限する有事法は、第九条のみならず憲法に保障された基本的人権の重大な侵害ももたらす。このように、有事法は既存の法律を超越する強権を政府与えることによって、憲法には規定されていない事実上の「非常大権」を首相に与えることとなる。

これらの意味で、憲法はその条文が変更されることなく、しかし、本来憲法に従うべき法律が、逆に憲法を修正するという形をとて憲法の内容が空洞化され、事実上、憲法改定と同様の効果をもたらされることとなる。

これら一連の有事法は戦後初めて、自衛隊の軍事力行使の制限を全面的に解禁するという意味で、戦後の日本の「防衛」政策を画する重大な転換点をなすものである。上述4までの法的整備が、専らアメリカ軍に協力するという形態をとった法整備であったが、今後はアメリカ軍に対する協力という名目だけではなく、自衛隊自らが武力攻撃事態発生という名目で、戦争を行うことが可能になった。

## ① 有事法の問題点

### 〈武力攻撃事態法〉

#### (a) 「武力攻撃事態」概念の曖昧さと交戦権の際限なき拡大

法は、武力攻撃事態（「武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫している」事態）と武力攻撃予測事態（「武力攻撃には至っていないが、事態が緊迫し武力攻撃が予測される」事態）に対して武力行使を行うとする。これらの二つの概念は、極めて広い概念である。たとえ、日本領土や艦船・航空機が直接的な攻撃を受けなかったとしても、政府が「武力攻撃予測事態」と判断すれば、日本国内外を問わず、また外国領土内でさえ、敵の基地・艦船・航空機に対する先制攻撃が可能である。これは、これまで歴代政府が自衛隊を合憲としてきた論拠である、日本が直接攻撃を受けた際には反撃するという刑法の正当防衛概念（急迫不正の権利侵害に対する自衛）に相当する狭い「自衛」概念をはるかに超えて、自衛隊の武力行使を認めるものである。

これと「周辺事態法」に規定された「周辺事態」と重ね合わせればどうなるか。周辺事態とは「わが国周辺地域における我が国の平和安全および安全に重要な影響を与える事態」であり、このような事態において米軍の後方支援を行う。したがって、「周辺事態」発生はほとんどの場合「武力攻撃事態」と重なり、自衛隊は米軍支援を行なうと同時に、自衛隊自身も武力行使を行う。これが、とくに朝鮮半島とその周辺において、一番ありうる事態である。

このように、「武力攻撃事態法」は、これまでの防衛論議の中心争点の一つであった「集団的自衛権」問題などまったくかき消してしまうほど、「自衛」とは縁もゆかりもなく、自衛隊の先制攻撃を含む全面的な武力行使と日米共同軍事行動を可能にするものである。日本は近代史上、台湾侵略から太平洋・アジア戦争に至るまで、すべて「自衛戦争」の名の下で、外国領土で戦ってきた。日本は再び、ただし戦前の対米敵対とは異なり米日協力の下に、同じ道を歩もうとしているのである。

#### (b) 指定公共機関・地方公共団体に対する首相の強力な指示権＝非常大権

法は有事に際して、首相に対して指定公共機関（日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、電気、ガス、輸送、通信、その他公共機関・公益的事業）と地方公共団体に対する指示権を認め、これらの諸機関がこれに従わない場合には代執行権を持つとしている。憲法は内閣に行政権を認めているが、「災害救助法」による若干の例外の除き、このような全般的な非常大権的権能を首相に認めていないにもかかわらず、法は超憲法的にこのような大権を首相に与えている。

すでに民間運輸機関の軍事利用が開始されている。「周辺事態法」成立以来、民間航空

機による兵員輸送が行なわれ、防衛施設庁は2000年、米国防総省規定の「米軍輸送資格」の取得を国内航空3社に要請した。航空業務従事者には今後、直接テロや軍事攻撃に晒される危険性が高まり、当事者はこれに対する深刻な不安を訴えている（内田妙子・航空労組連絡会議長「朝日新聞」2002.5.5）。

（c）国民権利の侵害と協力義務

法は、国民の権利制限を前提とし、その場合、権利侵害は最小限かつ公正・適正手続きの下に行なわれるとして、国民の協力も規定している。法は国民の協力違反に罰則適用を規定していない。だが、国旗・国歌法制定に際して、強制を行なわないという政府答弁にもかかわらず、文部科学省が国旗掲揚・国歌斉唱に反対する教員に不当で厳しい行政処分を行なっているごとく、「協力」が事実上強制されることは論をまたない。

（d）軍国主義教育の開始

法は、政府が事態対処法制について国民の理解を得るために適切な措置をとることを定めている。つまり法は、政府をして教育その他の方法を通じて、事態対処法制の違憲性を否定し、日本の軍事強化を合理化することを義務付けている。そこで真っ先に考えられることは、政府が教科書や指導要領を通じてこれを行なうことである。

〈自衛隊法改正〉

（a）展開予定地域の陣地の構築と武器使用

改正法は、防衛出動が予定される場合、あらかじめ「展開予定地域」を設定し、そこに陣地など防衛施設を構築し、その地域内で自衛のために武器使用も可能とする。当然、予定地内で反対活動や抵抗活動が行なわれる可能性が高い。その場合、自衛隊が自衛と称して、戦争が始まる以前に、外国「侵略者」ではなく自国民を敵としてこれに銃口を向ける可能性が大である。

すでにこの実例は、日本軍がアジア・太平洋戦争で日本軍が沖縄県民に対して行なった数々の犯罪によって如何なく示されている。日本軍による食料強奪、壕からの追い出し、スパイ嫌疑による沖縄県民の虐殺など、「沖縄戦の記録で語られるのは、米軍に対する恐怖よりも、むしろ日本軍に対する恐怖なのだ」（目取真 俊「『軍が守ってくれる』は幻想」（「朝日新聞」2002.5.4）。軍が人民を守らなかったのは、関東軍もまた然り。旧満州で敗戦を迎えた澤地久枝氏は、「関東軍幹部はいち早く南下し、ほとんどの在満日本人は見捨てられた」と証言している（「朝日新聞」2000.12.20）。

（b）家屋の形状変更

自衛隊が防衛出動した場合は、業者等に対する広範な収用権のみならず、立木等の処分や家屋の形状変更を都道府県知事を通じて命ずるか、防衛庁長官が直接に命ずることがで

きる。一般国民の財産権もまた、自衛隊の強権に服さなければならない。

(c) 広範な法令適用除外による自衛隊の活動の自由

改正法によれば、自衛隊の軍事活動に際しては、消防法・麻薬取締法・墓地埋葬法・漁港漁場整備法・医療法・建築基準法・港湾法・土地収用法・道路法・土地区画整理法・都市公園法・海岸法・自然公園法・道路交通法・河川法・都市計画法、等々の法律が適用されず、いわば自衛隊は自由勝手に振舞う権利が保障されることになる。

(d) 自衛隊の広範な物資の収用権と違反者に対する罰則

すでに自衛隊法では、防衛庁長官は、病院・診療所・諸施設を管理し、物資の生産・集荷・運送・販売を行なう業者に物資保管・収用命令を出す権限が定められている。今回の改正では、この命令違反者と違反者が属する法人に対して懲役または罰金刑が科せられることになった。

〈国民保護法〉 法は、武力攻撃事態等および緊急対処事態（武力手段に準ずる手段を用いた多人数殺傷行動又はその発生の明白な危機）に対して、国又は地方自治体が警報発令、避難措置の指示、避難住民等の救援、大規模又は特殊な攻撃災害への対処などを定めた。同法は、武力事態法を通過させるための通過儀礼にすぎなかった。同法は徹頭徹尾、欺瞞に満ちたものである。とえば、自衛隊と避難民とが同一の道路を使用しなければならない場合を想定しよう。このとき、どちらが優先使用権を持つか。答えはおのずと知れよう。次に示す「特定公共施設等利用法」がその回答をすでに準備している。この法律によれば、いうまでもなく自衛隊と米軍が優先使用権を持つことを明示している。自衛隊＝軍隊は本来戦闘集団であり、戦闘にとって住民は邪魔者である。沖縄戦でも満州へのソ連軍侵攻でも然りであった。

新聞報道（「朝日新聞」2004.6.7）によれば、20府県がすでに自衛隊OBを招いて、有事における避難マニュアルを検討・作成している。しかし、そのようなマニュアルは机上の空論である。1945年の原爆投下や本土空襲並みの空爆に襲われたとした場合、狭小な国土で住民には避難場所もなければ、自治体には大量輸送手段もない。大阪府の試算によれば、府民880万人を100km先の避難場所（そのような場所があったとして）に移動させるためには動員可能な民間所有バス5400台で1週間の期間を要する（「朝日新聞」2004.6.13）。これでは全く避難にならない。また、大混乱のなかで自治体職員や警察が住民誘導の機能を果たせる訳もない。仮に大規模なテロが生じ住民避難が必要となった場合、実際にありうることは避難の自家用車で大渋滞が生じ、そこで何らかの原因で1台の自動車が火災を起こすだけで連鎖的な爆発が発生し、避難どころか大惨事である。

なぜ、このよう分かりきったことが無視されて、住民避難が論ぜられるのであろうか。

それは、ありもしない攻撃を想定することによって国民の排外意識を煽り、軍備を強化し、軍事大国への道をよりスムーズに実現するための世論操作以外の何ものでもない。同時に、国民保護を名目として、當時、政府が地方自治体をその命令指揮下におき、政府による自治体の統制を強化する手段が、国民保護法の本質である。

もし、住民避難が必要となる事態が生ずるとすれば、アメリカと日本が第2次朝鮮戦争を仕掛けるか、それともイラク出兵のごとく、アラブ人民の抑圧に加担し、大規模なテロを招くかいずれかである。日本政府が行うべき最も重要な責務は、戦争やテロを誘発しない外交政策を遂行すること以外にはありえない。

〈特定公共施設等利用法〉 法は、特定公共施設（港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域および電波）を、戦時には自衛隊と米軍が、排他的、優先的に利用することを保障する。

〈外国軍用品等海上輸送規制法〉 法は、武力攻撃事態に際して、日本領海又は周辺の公海において、外国軍用品及び外国軍構成要員の海上輸送規制を目的とし、自衛隊の武力行使を認めるものである。

〈米軍事行動円滑法〉 法は、武力攻撃事態に際して、米軍の行動が円滑かつ効果的に実行されるために、政府と地方自治体があらゆる便宜を米軍に図るとともに、米軍に対する役務遂行に際して、その妨害者には自衛隊は武器の使用も認める。さらに、米軍の緊急通行や通行妨害物の撤去などに伴う損害補償は日本政府が行うことを定める。

〈自衛隊法改正〉 ACSA 改定に伴う、自衛隊法の改正。

〈捕虜取扱法〉 同法は、ジュネーブ第3条約(1949.8.12)に定める戦争捕虜の取扱に関して、国内法を整備するものである。本格的な地上戦に備えての準備である。

〈国際人道法違反処罰法〉 同法は、国際人道法の的確な実施を目的とし、捕虜、傷病捕虜、文民等の取扱、及び重要な文化財保護等について、違反者を罰する、としている。しかし、日本政府が、自衛隊を本当に処罰するであろうか。日本は、アメリカとともに、国際刑事裁判所（ICC）には加入していない。ICCは、性暴力をはじめ戦時の人権蹂躪を国際法廷で裁判することを目的としている。これに加盟しないことは、「自衛隊を含む政府要員が有事の際、自国民や他国の人々にどれほど悪質な行為をしても、国際社会は口を出すなど宣言しているに等しい」（東沢 靖「朝日新聞」2004.4.27）。

〈日米物品役務相互提供協定（ACSA）改定〉 現在、日米は役務・物品は共同訓練や周辺事態の際にしか行われないことになっているが、有事に際しても、また弾薬武器を含めてこれを行うことを目的とする。

〈2議定書「国際武力紛争の犠牲者の保護」「非国際的武力紛争の犠牲者の保護」（1977年）締結〉 ジュネーブ第3条約については1953年に加入していたが、2議定書は未加入であ

った。今回これに加入するものである。

② 小泉内閣は2004年6月、多国籍軍が国連安全保障理事会決議1546によって編成されるに際して、イラク特措法に基づき、自衛隊をこれに編入することを決定した。これは、イラク特措法によって受権された政府の権限を越える行為であり、一片の政令公布でなしうることではない。たとえ、国会審議によってこれが可決されたと仮定しても、これは明白な憲法違反ではあるが、少なくとも、国会の場で、ことの是非が論じられ、国民の前にその実態が明らかにされなければならない。

政府は、多国籍軍参加に際して、自衛隊の行動に関し、「非戦闘地域」内、「イラク特措法」の範囲内、他国の軍隊の武力行使との一体化の禁止、の3条件を付した上で、指揮権は日本にあり、これら条件に反する要請が多国籍軍指令部からあった場合でも、これを断ることができる、としている。ただし、この指揮権についての政府見解の根拠は、駐英・米日本公使と匿名の英・米政府高官との口頭了解だけに過ぎない。

だが、上記安保理決議によれば、司令部は“unified command”（統一司令部）とされ、アメリカ軍がこれを握る。しかし、日本政府はこれを「統合された司令部」と訳し、あたかも日本が統一司令部の命令に従う必要のないかのごとく装っている。政府は、中学生にでも見破られる子供だましの「意訳」によって事態を粉飾しようとしている。「有志連合」から「多国籍軍」に昇格させた意義は、国連のお墨付きの獲得と統一司令部の設置にあり、政府が、以前と事態は変わらないというのは詭弁である。たとえば、自衛隊の近隣に駐留する外国軍が武力行使を行い、統一司令部がこれへの救援を命じたことを想定した場合、自衛隊はこれを本当に断れるのであろうか。

### ③ 米戦略と一体化された有事法制

冷戦が終了した現段階で、なぜ有事法制が必要なのか。冷戦のさなかでも、有事研究は研究に止まった。しかも現在、四面海に囲まれた日本に大規模な侵略軍を派遣する能力を有する国家はアメリカ以外には皆無である。冷戦時代のソ連にもこの能力はなかったし、将来においてもこのことにはほとんど変わりはない。平成15年度版「防衛白書」は「近い将来、わが国に対する大掛かりな準備を行う着上陸侵攻の可能性は低い」(p.302) ことを初めて認めた。国境紛争など戦争の原因となる外国との深刻な紛争事項もない。歴史的に見ても、日本国内で行われた地上戦は蒙古軍の2度の来襲と沖縄戦のみであり、これ以外は、すべて日本軍の外国における侵略戦争であった。

一方、自衛隊を正当化するために、かつてはソ連の侵略の危機を煽り、現在は、北朝鮮が

ミサイルを撃ってきた場合どうするのか、というまことしやかな危機論が喧伝されている。しかし、朝鮮民主主義人民共和国（以下、朝鮮共和国と略記）が、日本だけを狙ってミサイルを撃ち込むことはありえない。もしあるとすれば、朝鮮共和国がアメリカ、韓国との全面戦争の一環として、日本にミサイルを撃ち込む可能性である。だが、果たして、そのような全面戦争を朝鮮共和国側から起こすことができるであろうか。朝鮮共和国は、「1953年の停戦協定締結このかた、一度たりとも正面から DMZ（38度線沿いの非武装地帯）を越境する能力をもったことがない」（小川和久、「エコノミスト」1996.12.3）。「朝鮮民主主義人民共和国を取り巻く軍事情勢」（表1）に示されるごとく、朝鮮共和国は軍事的に圧倒的に劣勢だからである。兵器の数量はもとよりその型式も全く前時代の旧式である。さらに、かつて朝鮮戦争の際に朝鮮共和国を政治的、軍事的、経済的に支えてくれたソ連は今はなく、義勇軍を派遣した中国も対米戦争を賭けて朝鮮共和国を援助すべくもない。朝鮮共和国は軍事的にはまったく孤立しているのである。したがって、侵略される危機感をひしひし感じているのはアメリカや日本ではなく、朝鮮共和国それ自身の方である。同国は最近の6カ国交渉でも、同国による核開発の中止の条件として、アメリカが同国を攻撃しない保障を文書によって求

表1 朝鮮民主主義人民共和国を取り巻く軍事情勢

	朝鮮共和国	韓 国	在韓米軍	第7艦隊	在日米軍	日 本
総兵力	約110万	約68万	約3.8万		2.1万	25万
陸軍	約100万 戦車3500 T62,T54等	約56万 戦車2330 M47,M48、88型	約2.9万 M-1戦車			15.8万 戦車1030 装甲車1160
海軍	10.3万 t 600隻	14.4万 t 210隻		61万 t 40隻		39.8万 t 142隻
	フリゲード艦 3 潜水艦 22 ミサイル高速艇 34	駆逐艦 6 潜水艦 6 フリゲード艦 9 ミサイル高速艇 5		空母 巡洋艦 駆逐艦 艦載機70		護衛艦54 潜水艦16 機雷艦艇31 その他41
海兵隊		2.8万				
空軍	590機*	600機	90機		130機	446機
	爆撃機 H5 80 MIG23 46 MIG29 16 SU25 35	F4 130 F16 153 F5 185	F16 72			F15 203 F4EJ 92 F1 25 F2 40
人口	2450万人	4730万人				1.26億人

出典：平成15年度版「防衛白書」に基づき著者が作成

\*「大部分は中国や旧ソ連製の旧式機」（上記「防衛白書」、p.50）

めている（注）。このような保障を一切与えず、朝鮮共和国攻撃のフリーハンドに固執しつづけているのが、アメリカである。攻撃しようとする側と攻撃される側を決して取り違えてはならない。

朝鮮共和国が日本に攻撃をする現実性が極めて乏しい下で、小泉首相は有事法制の必要性を合理的に説明できず「備えあれば憂いなし」の喩えで、有事法制を正当化しようとした。政府は、あたかも有事＝戦争が何か遠い将来のことであり、有事法制はこれに備えての措置として語り、国民の不安をなだめようともしている。だが、政府の本音はこのような漠然としたものではない。

有事法制をめぐるこれまでの簡単な経過は次のとおりである。冷戦期における有事とは、対ソ戦争であった。自衛隊幹部が、その一環としての第2次朝鮮戦争を想定して1965年にまとめた大規模な有事法制案である「三矢作戦」が暴露されたことがあったが、これが重大な憲法違反として社会党など野党の鋭い追及に遭い、結局それは自衛隊制服組による単なる研究ということでうやむやなうちに決着がつけられた。しかし、福田内閣の下で1977年以来、有事法制研究が正式に開始された。有事法制が単なる研究の域を越えて緊急の立法事項として登場したのは冷戦後の1993年、後に詳述するように朝鮮共和国の核疑惑とアメリカの大規模攻撃という緊迫する情勢の下であった。日本政府は米軍の強硬な要請によって、有事立法を急遽企てたが、カーター元米大統領の訪朝で急転直下、情勢の沈静化とともに有事法制の具体的な立法化は見送られてきた。しかし、有事立法は1999年の「周辺事態法」成立後、再びその具体化の過程が加速された。小渕内閣の与党3党合意としての有事立法化合意（2000年）、森首相の施政方針演説での有事立法化方針の表明（2001年）、同時多発テロ発生（2001年）、これらを経て今回の事態を迎えている。

かかる日本の有事立法へ向けての急速な動向は、アメリカの世界戦略と密接不可分に結びついている。すでに述べたごとく、湾岸戦争（1991）と朝鮮共和国の核疑惑・朝鮮半島緊張（1993～94）を経て、アメリカはイラクや朝鮮共和国を「ごろつき国家」（rogue state）と称し、これらの国家に対する二正面戦略を打ち立てた。同時多発テロ（2001）が生じるいたって、アメリカは一切の国際法を蹂躪しアフガニスタン攻撃を行なったばかりか、イラク、朝鮮共和国、イランの諸国を「悪の枢軸」（ブッシュ大統領・一般教書2002年）と呼び、これらの国々やテロ集団に対して核攻撃を含む先制軍事攻撃を加えてもよい、という一方的な軍事戦略に移行した。

とくに、今回の有事法制との関係では、1994年、朝鮮共和国の核開発疑惑を口実とする大規模なアメリカの軍事攻撃＝第2次朝鮮戦争が計画された事実と日本の対応について指摘しなければならない。この危機がいかに切迫し、第2次朝鮮戦争勃発寸前にまで至る高い危険

性があったかは、ドン・オーバードーファ著・菱木一美訳『二つのコリア』が証明するところである。アメリカの攻撃の規模の大きさは、最初の90日間で米軍兵士の死傷者が5万2千人、韓国軍の死傷者が49万人、朝鮮民主主義人民共和国の軍人と民間人の死傷者は数知れず、財政支出は610億ドルに上る（上掲、『二つのコリア』p.269）。同様の事実は、当時、北朝鮮核問題担当大使であったガルーチ米ジョージタウン大学外交学院教授もその著書で証明しており、1994年6月、米政府は空母戦闘機など兵力5万の増派を検討していたが、クリントン大統領がこの軍事オプションについて説明を受けていた最中に、金日成主席と会談していたカーター元大統領から電話が入り攻撃が回避された（「朝日新聞」2004.5.3）。

他方、このとき日本では、詳しくは報道されなかったが、海上自衛隊の哨戒艇とP3Cの派遣を求められ、これに対して自衛隊は集団的自衛権不行使に抵触するとしてこれを断った、と1年後に報道された（「朝日新聞」1995.11.26）。その後、当時の朝鮮半島の緊迫した情勢と日本政府の慌てふためく対応が暴露された。それによると、米軍は1993年の早い時期から、さみだれ式に朝鮮有事に際しての千項目以上の対米支援用要望事項を伝えてきた。これに応えて、政府は1993年3月の朝鮮共和国の核拡散防止条約脱退以来、急速に危機化した核疑惑問題に即応した有事研究を開始した。羽田内閣は、将来のためというのんびりしたものではなく、今日明日にでも実際に適用するものとして有事立法の作業をおっとりがたなで指示した（「朝日新聞」1996.9.16, 1996.12.24）。もとより、アメリカが計画した第2次朝鮮戦争は、日本の財政的軍事的協力なしには遂行不可能である。かつて米軍は朝鮮戦争の際、日本の軍事基地を出撃・補給基地として自由に使用できたからこそ、戦争ができたのである。アメリカがいかに巨大な軍事力を有しようとも、各国の政治的・経済的・軍事的な支援なしには大規模な戦争はできない。第3次「東アジア戦略構想」策定者ナイ・ハーバード大学教授が「世界最強のアメリカのジレンマ—単独主義には限界」、と証言するとおりである（「日本経済新聞」2002.5.2、参照）。アメリカのイラク侵略自体が改めてそれを実証している。

#### ④ 政府の次の当面の重点政策——ミサイル防衛と「防衛計画の大綱」改定

政府は、イラク派兵と並んで、ミサイル防衛を当面の重点政策としている。政府は2003年12月、2004年度予算においてミサイル防衛(MD)システム導入のため、1000億円を計上した。MD計画はこの後7～10年間かけて完成させ、その費用総額は8000億円～1兆円に、あるいはそれ以上に上ると推測されている。最初に導入されるのは、対空誘導弾パトリオット3「PAC 3」とイージス艦搭載海上配備型スタンダードミサイル3「SM3」で2007年から稼動させる予定である。仮に、朝鮮共和国がミサイルを発射した場合を想定すると、7分以内にこれを撃墜しなければならない。これだけの技術が完成させられるか否かはきわめて疑わし

い。さらに、朝鮮共和国はそれに対抗するために、ミサイルの数量的強化と並んで多弾頭化に拍車をかけるであろう。1983年に始まったアメリカのSDI計画が、米ソ間の緊張を極度に煽り、しかし、技術的隘路とソ連ミサイルの多弾頭化などの対抗策によって挫折したことを見起すれば、MD計画がいかに無駄でしかも極東の緊張を煽るだけの計画であるかが直ちに判明する。繰り返すまでもなく、アメリカが朝鮮共和国を挑発しない限り、朝鮮共和国が自殺行為である全面戦争を仕掛けることは決してありえない。

しかも、MD計画は、日本の防衛計画の根幹である「防衛計画の大綱」には含まれていないので、政府は首相の私的諮問機関「安全保障と防衛力に関する懇談会」（座長・荒木浩東京電力顧問）に諮り、弾道ミサイルの装備を合理化しようとしている。その他、大規模テロ対策を中心に大綱を改める方針である。2006年をめどに「国際貢献部隊」を特別に組織し、海外派兵の常備体制をとる準備も計画されている（「日本経済新聞」2004.3.2）。

##### ⑤ 日本政府の歴史的国家的犯罪の謝罪・賠償と速やかな日朝国交正常化

改めて確認するまでもなく、朝鮮半島危機は、アメリカが冷戦後、ソ連に代わる新しい敵を求めて作り出した、人為的、作為的危機である。日本政府はこの人為的危機に便乗し、一挙に交戦権行使を保障する法的整備を行い、自衛隊の海外派兵、多国籍軍参加まで果たした。小泉首相は2度の訪朝を行ったが、それは朝鮮半島の危機緩和ためではなく、自らの政治的人気を回復するためのポーズに過ぎなかった。

極東の恒久的な平和を保障するためには、戦後唯一残された国交不正常化国である朝鮮共和国との国交正常化を行い、極東と世界における朝鮮共和国の安定した地位を承認しなければならない。日本が、朝鮮共和国の核武装を阻止するために寄与できるとすれば、それは、このような安定した日朝関係を築くこと以外にはありえない。アメリカ流の「ごろつき国家論」に与しては決して朝鮮半島の危機は緩和しないし、朝鮮共和国に自発的に核武装を断念させることも極めて困難である。既に、第二次大戦の対戦国・植民地支配国とは、朝鮮共和国を除いて、国交正常化を済ませている。ロシアとは平和条約は未成立にもかかわらず日ソ共同宣言（1956）、韓国とは日韓基本条約（1965）、中国とは日中友好平和条約（1978）、等が結ばれている。朝鮮共和国との国交正常化は余りに遅きに失している。

日朝両国間の国交正常化を妨げている真の原因は何か。それは、朝鮮共和国の核開発でもなければ拉致問題でもない。この二つの問題は1993年以降に両国間で問題になった対立点にすぎない。日朝国交正常化交渉が1990年に開始され、朝鮮共和国代表がまず取り上げた問題は、韓国併合（1910）の正当性の問題であった。この韓国併合に代表される、日本政府と日本国民による、19世紀末より繰り返し加えられてきた朝鮮人民とその国家に対する歴史的国

家的犯罪について、日本政府と日本国民がこれを正面から見据えず、真剣に謝罪・賠償しようとしたことにこそ、眞の対立の基礎がある。優れた少数の啓蒙書を除いて、日本政府のみならず、社会党・共産党を含めた全政党、歴史教科書もマスコミも、これに対しては、あまりにも無批判というより、日本帝国主義の国家的犯罪を容認する態度が露骨でありすぎた（海野福寿『韓国併合』、高崎宗司『検証日韓会談』参照）。

たとえば、次のような諸事実を系統的に記述した高等学校歴史教科書は皆無に近いといえる。日本公使による閔妃殺害（1895）、日韓議定書（1904、朝鮮半島の軍事拠点の占領）、第一次日韓協約（1904、日本人の財務顧問官の招聘、外交権の制限）、第二次日韓協約（1905、韓国保護国化と日本人統監の設置）、第三次日韓協約（1907、統監の独裁権承認）、日本による植民地化反対の1万人の義兵の蜂起と弾圧（1907）、安重根による初代統監伊藤暗殺（1909）、韓国併合（1910）、3.1独立運動に対する血なまぐさい弾圧（1919、死者7645人、逮捕者約5万人）、関東大震災時の朝鮮人虐殺（6千人以上）、日本への強制連行（1939～1945、約113万人）、従軍慰安婦強制、皇民化政策（創氏改名、神社参拝、日本語使用強制）、東洋拓殖会社による土地略奪、浮島丸事件（1945、犠牲者約2000人）、等々。

妥結した日韓正常化交渉の際も、歴史的国家犯罪が争点になった。しかし、日本代表の「韓国の植民地支配にもいいことがあった」旨の発言（1953）によって、交渉は中断し1958年まで再開されなかった。成立した「日韓基本条約」は冷戦下で、日韓の対立を抑え、日本に対して対韓経済援助の肩代わりを要求したアメリカの強い圧力の産物によるものであった。それでも、日本政府はあくまで韓国併合を正当化し、1965年の段階で同条約が失効しているという当然のことを認めた以上には、1910年段階での強制された韓国合併という歴史的事実を承認しなかった。請求権問題では、日本は賠償金を否定し、結局は5億ドルの供与だけりをつけた。韓国で1990年代に条約改正運動が生じたのもこのためである。

日本政府、政党、マスコミ、「世論」の多数も未だ朝鮮共和国に対する敵対的態度を変えていない。小泉首相の第2次朝鮮共和国訪問後のほとんどの世論調査では、60%以上が朝鮮共和国承認に反対ないし躊躇を表明している。朝鮮共和国船舶を想定した「特定船舶入港禁止特別措置法案」（自民・公明・民主の3党共同提案）が圧倒的多数で可決された。小泉首相は朝鮮共和国による「日朝平壤宣言」遵守を条件に当面、これを発動しないとしているが、法案自体には反対していない。これについて、多くのマスコミは首相が北朝鮮への圧力外交を取り下げたものとして、同時に食糧援助など人道援助の実行を非難している。もとより朝鮮共和国による拉致事件そのものは厳しく糾明されなければならない。だが、これと日本の歴史的国家犯罪とが相殺されるべきものでもないし、拉致事件をもって朝鮮共和国との国交正常化を妨げてもならない。朝鮮共和国を承認し平等な国家関係を築くことこそが、朝鮮共

和国への極度の恐怖と警戒心を緩和し、アメリカに朝鮮共和国攻撃の口実を与えない唯一の外交方策である。拉致事件についても、日本政府のこのような誠実な態度こそが、眞の可決に導くもっとも正しい方策である。日朝国交正常化に基づいて、両国民の自由な往来が保障されれば、拉致家族問題も自ずと解決することができるからである。

## 6. 憲法改定の新たな段階（2003～）

### ① 改憲論の推移

日本国憲法の改定問題が、政治の俎上に最初に載せられたのが、憲法が施行されてまだ6年ほどしか経ていない1953年前後からであった。鳩山自由党は主流派の吉田自由党への対決点として憲法第九条の改憲を掲げた。しかし、1953年および1955年の総選挙において、社会党を中心とする改憲阻止勢力が衆議院の3分の1以上を占めた結果、憲法改正は当分の間は不可能になり、このため鳩山内閣は憲法調査会法を制定し、岸内閣時に憲法調査会が内閣の下に組織された。同調査会は改憲に向けての精力的な調査を行なったが、しかし、安保闘争の国民的昂揚と池田内閣の政治的「低姿勢」ポーズの下で、高柳同委員会会长は条文改憲には消極的であった。憲法調査会は改正憲法案おろか条文改憲の統一方針を示すこともできないうま1964年、「憲法調査会報告書」を池田内閣に提出した。高柳会長の見解に代表される解釈改憲論では、現憲法下で自衛隊の増強は可能であり、他方、国論を二分する条文改憲を国民投票にかけることは、保守党支配にとって極めて危険性の高い政治的賭けでもあった。これを機に憲法の条文改正問題は暫く政治的中心課題から遠ざかった。

1980年代になり、改憲論者中曾根首相の下でも、改憲を経ずして急速な軍事強化と集団的自衛権容認政策が実施されてきた。この政治的背景には1980年代に、社会党が次第に弱体化し中道化していくにもかかわらず、改憲勢力は衆議院で3分の2以上の議席を占め得なかつたし、参議院はしばしば与野党伯仲状況となり、1980年代末以後は野党優勢の一時期もあったからである。

だが、1993年の政変を境に、社会党は従来の原則を弊履のごとく投げ捨て、明確な改憲反対勢力は極少数派に転落した。改憲勢力は衆参両院ともに改憲に必要な議席数を達成したかに見える。これ以後、大胆な憲法蹂躪が大手を振ってまかりと通るようになった。

ただし、改憲勢力は現行憲法の下でかなり自由に振舞ってきたにせよ、依然として憲法第九条は彼らにとって重い枷である。正面きっての集団的自衛権の行使、テロ対策支援やPKO法を名目とする姑息な海外派兵ではなく本格的な海外派兵、空母や長距離ミサイルの保有、これらを実現するには第九条が依然として彼らの前に立ちはだかっているからだ。

改憲勢力は全面的な憲法改正を目指し1999年、周辺事態法の国会通過を待って、間髪をい

れずに憲法調査会設置法を通過させた。同委員会は国会に設置されたにもかかわらず国会に対する発議権を持たない委員会であるが、改憲勢力の強い願望を表明したものである。

2003年総選挙後、新議員のうち憲法改正賛成論者は、自民党の88%、民主党の62%、与野党を含めて3分の2以上にのぼった（「朝日新聞」2003.11.11）。自民党は2005年を目途に、改憲の具体的な提案を行うと報ぜられている。

## ② 改憲論の現在

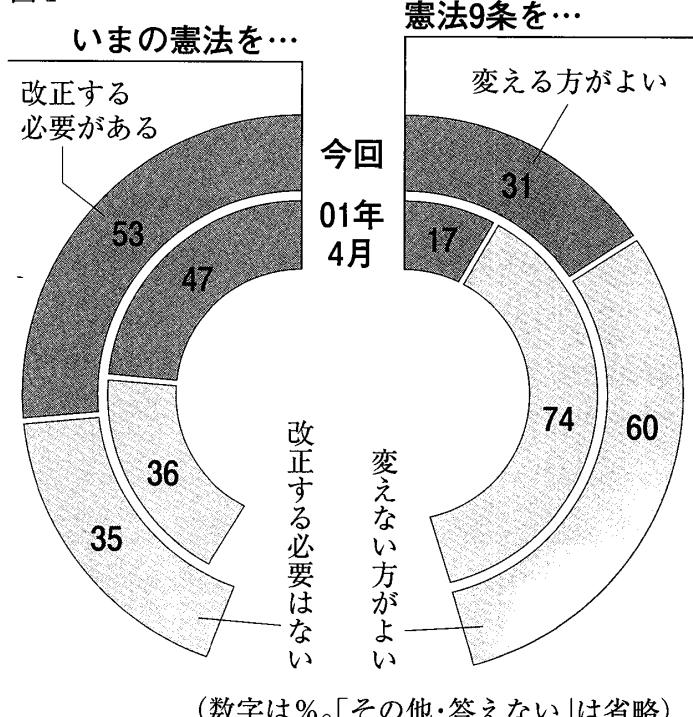
「朝日新聞」の最新の世論調査によれば（2004.4.11-12実施、対象全国有権者3000名）、改憲賛成が53%（前回2001年は47%）になり過半数を超えた（図1）。憲法第九条については、改正賛成は前回よりも14ポイント増加したが、なお31%に止まり、改正反対は60%（前回74%）で過半数を超している。歴史的に見ると、第九条改正賛成派が急増するのは、朝鮮戦争勃発時（1950）や新冷戦開始時（1980）など、国際情勢が極度に緊張した場合である。その他の場合は概ね改正反対派が多数である（図2）。他方、日米安保賛成は73%，集団的自衛権容認48%，自衛隊の海外派遣については、PKOまでが45%，戦闘国での復興支援賛成25%，武力行使賛成13%となっている（図3）。

これらの数値をいかに理解すべきか。まず、憲法改正派が全体として多数になったのはなぜか。それは、改憲意見のなかに

第九条改定のほか、地方自治の強化、環境権や知る権利の明記、2院制の再検討など、国民の権利の拡大の要求が含まれているからである。次に第九条改正賛成は未だに少数派に止まり、多数派は歴代政府の解釈改憲の範囲内に止まっている。逆に、集団的自衛権行使や武力行使を目的とする本格的な海外派兵を行うためには、解釈改憲では限界に達しており、憲法を改正しなければならない、と政府・自民党を決意させた理由もここに示されている。

一方、衆参両院の議員レベルで

図1



「朝日新聞」2004.5.1

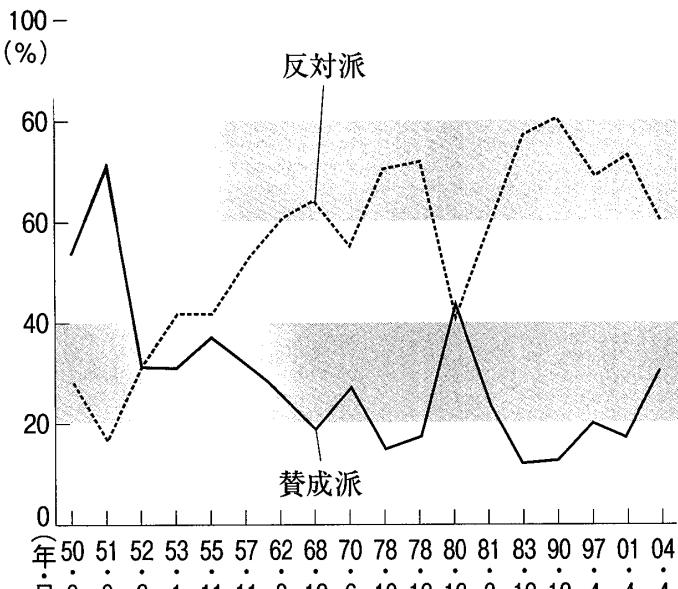
は、憲法改正派が78%に達している（「毎日新聞」2004.5.3、全議員対象、回収率75.5%）。第九条では戦力の保持明記が57%となっている。集団的自衛権の行使賛成は55%を上回る。以上の点では、国会議員と国民世論の間には重大な乖離がある。もとより、第九条改正派の中で、党派別では、かなりの温度差は見受けられるが、一連の有事法制の議決過程を見る限り、この温度差には大した政治的意味はない。

自民党は、改憲世論が高まったとして、参議院選挙に向けて6月、憲法改正案の骨子を発表すること、中山太郎衆議院憲法調査会会長は2005年5月をめどに最終報告をまとめる予定であること等が報道されている。

これらの動きに対して、公明党は「論憲」から「加憲」論に移行し、憲法に環境権やプライバシーの権利を新たに加えると主張している。第九条については、第3項に「自衛権」を加憲する主張も党内にあり、結局は、実質において自民党の改憲論の同一線上を走る可能性が強い。

民主党は、「創憲」論を唱え、憲法を自ら作ることを主張して

図2 憲法9条改正をめぐる民意の変遷

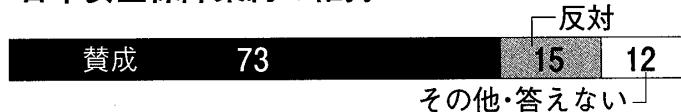


（「その他・答えない」は省略）

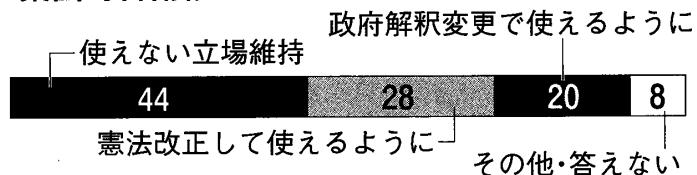
「朝日新聞」2004.5.1

図3

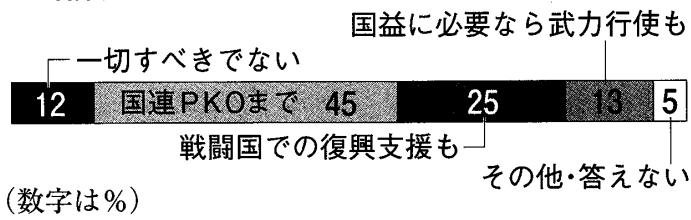
### ●日米安全保障条約の維持



### ●集団的自衛権



### ●自衛隊の海外活動



「朝日新聞」2004.5.1

いる。しかし、これは、加憲論と同工異曲であり、自民党の改憲論の応援団に過ぎない。海外派兵については、「国連待機軍」構想によって、より積極的に対応しようとしている。

「加憲」論や「創憲」論が、「護憲的改憲論」とも評されているが、それは改憲論をカムフラージュするための作為的主張に過ぎず、その本質はとりもなおさず、第九条の改正である。改憲理由のひとつとなっている新しい制度や権利を創設する要求のほとんどの場合、憲法改正を行わずとも、法律改正で十分に対応できるからである。

憲法めぐる政治的決戦が、戦後初めての国民投票を介して、国民的規模で始められようとしている。これは、今後の日本の外交軍事路線を決定する上で、かつての51年講和闘争や60年安保闘争に匹敵するかそれ以上の重要性を持つものである。ただし、この政治的重要さに見合うだけの国民的運動が起こるか否かは、別問題である。

(2004.6.23)

(注) 朝鮮共和国が突然、攻めてくるかも知れない、という疑念の背後には、朝鮮共和国の政策が故金日成・金正日父子の何か得たいが知れない、不気味で非合理的な原理に基づいて編み出されているという思い込みがある。だが、政治学の古典的見解に従えば、彼らの行動原理に何か不思議があるはずはない。かつてマキャベリはこう説いた。「栄光に輝く場合でも、恥辱にまみれなければならぬ場合であっても、祖国は防衛しなければならない。どんな方法をとっても防衛しなければならない。……ひたすら祖国の存在を賭してことを決する場合、それが正当であろうと、道にはずれていようと、思いやりにあふれていようと、冷酷無残であろうと、また賞賛に値しようと破廉恥なことであろうと、一切そのようなことを考慮に入れる必要はない。そんなことよりもあらゆる思惑を捨て去って、祖国の命運を救い、その自由を維持する手立てを徹底的に追求しなければならない」(永井三明訳『政略論』)。この思想こそ、朝鮮共和国の外交軍事政策の基礎をなすものである。冷戦時代、朝鮮共和国は、いかに中ソとは疎遠になっていたとはいえ、アメリカが朝鮮共和国だけを攻撃するという事態は想定されなかった。だが、冷戦の終焉とソ連の崩壊によって、朝鮮共和国は米・韓・日という狼の群れに一人放りだされた、という深い孤独感と危機感にさいなまれたに違いない。誰をも頼れず、自らの身は自らが守らなければならない。そこで選んだ道が、核武装準備を誇示することによって、逆に中ソを含めて米・韓・日から自らの安全保障を取りつけようとしていた。朝鮮共和国が核兵器とミサイルで純軍事的に米・韓・日に対抗できるとは考えているはずもない。軍事力だけに頼ることは祖国の滅亡である。それは、彼らの悲願である祖国防衛と全く逆のことである。だが同時に、金父子の政策は極めて危うい賭けを含んでいる。アメリカが、金父子が発したメッセージを逆用して、金父子を核武装論者=ごろつきと決め付けて、朝鮮共和国への軍事攻撃の格好の口実とするからである。だから、金大中大統領(当時)の太陽政策は、単なる思い付きやお人よしの政策ではなく、冷厳な国際政治のリアリティを読みこんだ政策と評することができる。他方、日本政府がアメリカに全く追随して、朝鮮共和国孤立化政策を探ることは、ひたすらアメリカの朝鮮共和国攻撃に加担する結果となる。朝鮮共和国の核武装とミサイル開発を阻止する唯一の方法は、朝鮮共和国の安全を真に保障すること以外にはありえない。